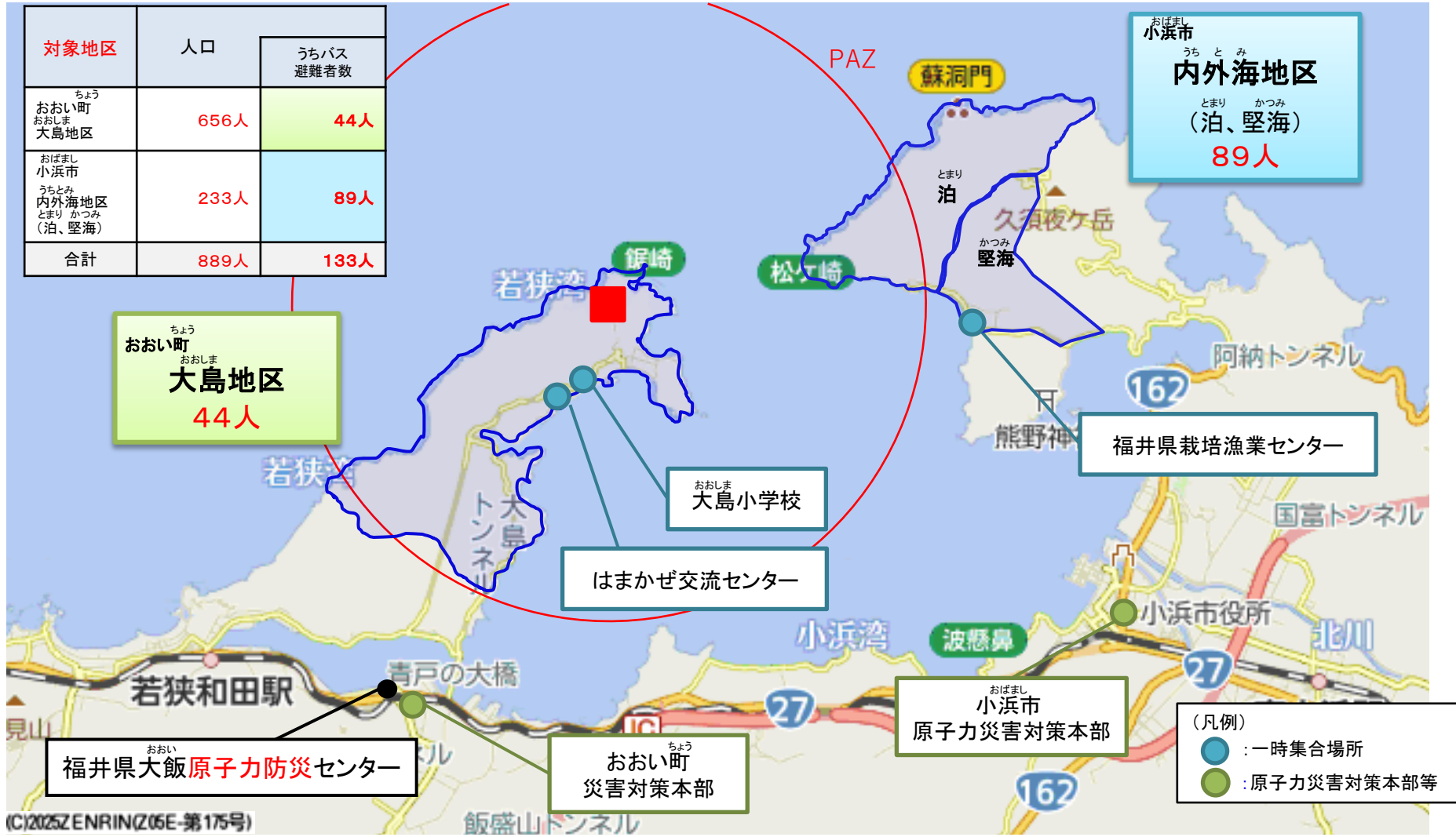


PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ おおい町、小浜市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全**889**人のうち、**133**人。

対象地区	人口	うちバス避難者数
おおい町 おおい 大島地区	656人	44人
おぼまし 小浜市 内外海地区 (泊、堅海)	233人	89人
合計	889人	133人



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

ちよう おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民**44**人分、バス**1**台。
- 全面緊急事態発生時には、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

ちよう ＜おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	44 人	1 台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P46】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

ちよう ＜おおい町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		1 台	
(B) 確保車両台数		計 1 台	
確保先	バス会社[福井県嶺南地方]	1 台	保有車両台数 バス 222 台
	関西電力(株)	—	保有車両台数 バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

お ば ま し 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民**89**人分、バス**2**台。
- 全面緊急事態発生時には、**福井県嶺南地方のバス会社が保有する**車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

お ば ま し <小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	89 人	2 台	1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P46】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

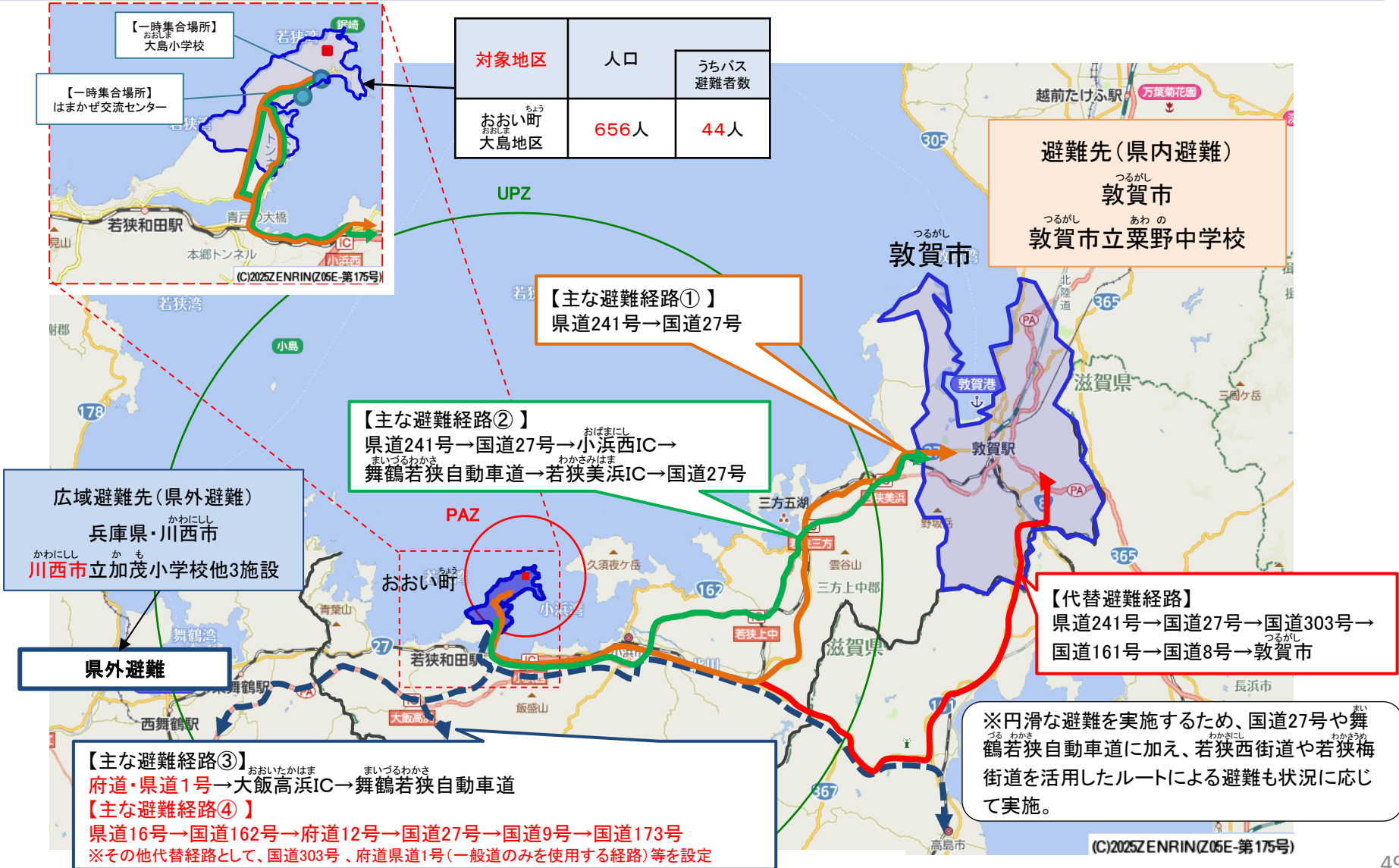
お ば ま し <小浜市における全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		2 台	
(B)確保車両台数		計 2 台	
確保先	バス会社[福井県嶺南地方]	2 台	保有車両台数 バス222台
	関西電力(株)	—	保有車両台数 バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

おい町大島地区から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



小浜市内外海地区(泊・堅海)から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



対象地区	人口	うちバス避難者数
おぼまし 小浜市 うちとみ 内外海地区 とまり かつみ (泊、堅海)	233人	89人

【主な避難経路①】
国道162号→県道22号→若狭梅街道→国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路③】
国道162号→県道22号→若狭上中IC→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路②】
国道162号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

【代替避難経路】
国道27号→国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

広域避難先(県外避難)
ひめじ市
兵庫県・姫路市
こうこ
好古学園大学校

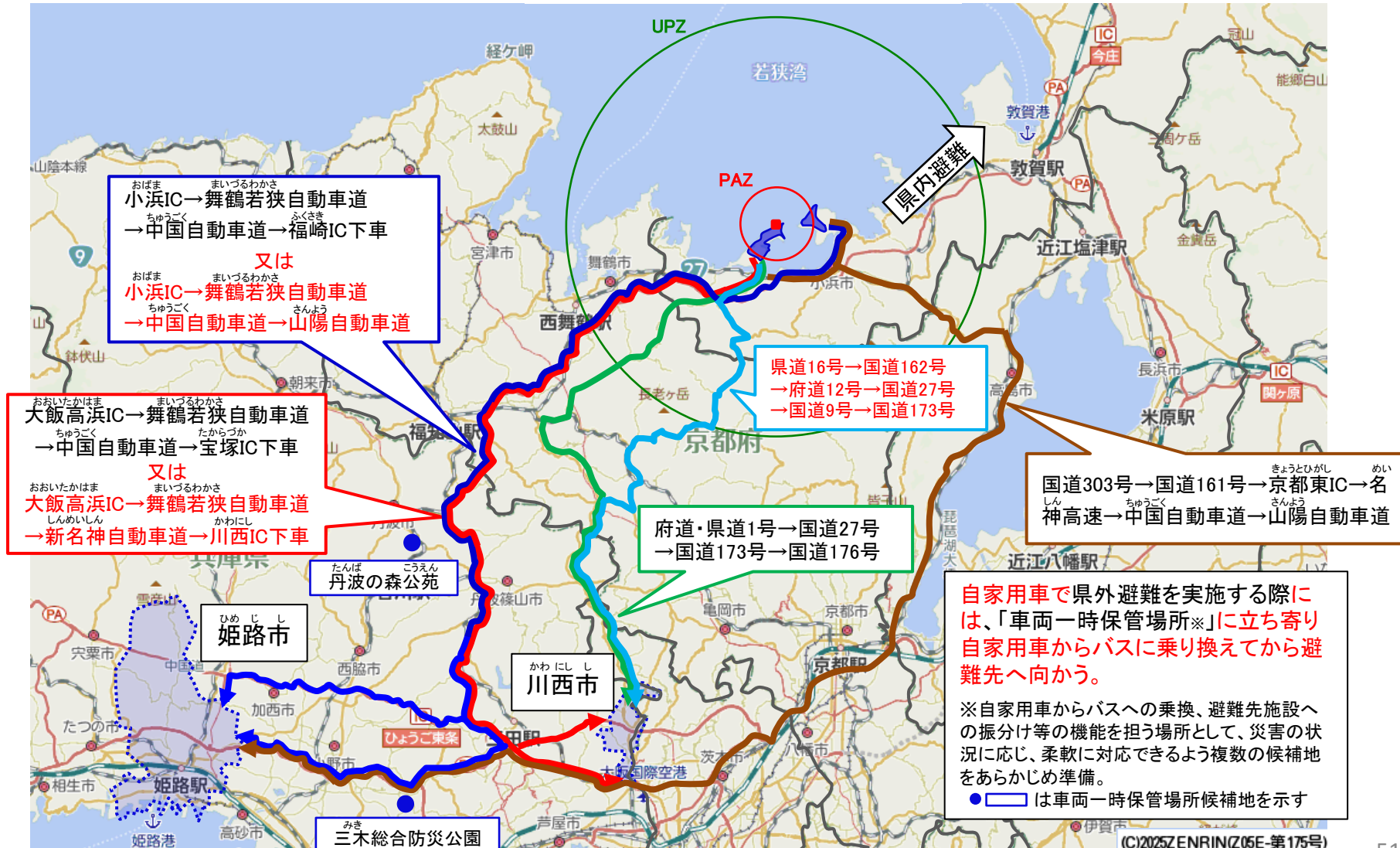
県外避難

【主な避難経路④】
国道162号→県道24号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→福崎IC下車
※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、国道27号や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

PAZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

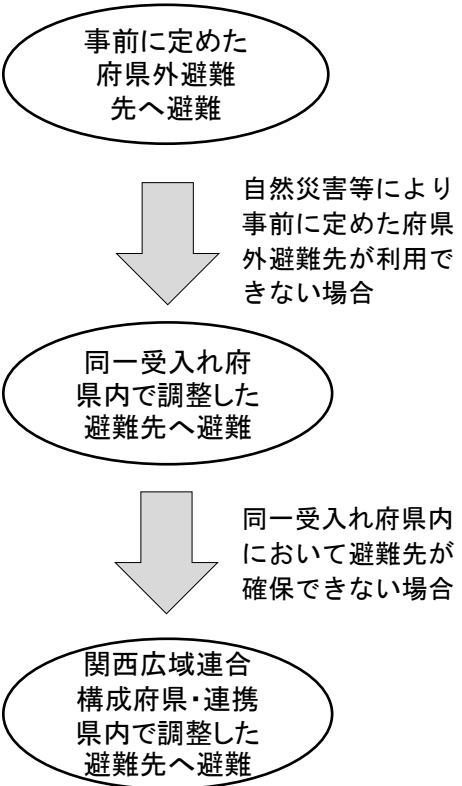
- 1. 道路渋滞把握対策**
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。
- 2. 交通誘導対策**
主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
- 3. 交通広報対策**
 - 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 - 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
 - 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
- 4. 交通規制対策**
 - 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通の確保。
 - 信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
 - 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- 5. その他の避難の円滑化対策**
 - その他、避難経路上の改善（法面強化・道路拡幅）を行う等の緊急時避難円滑化事業等を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



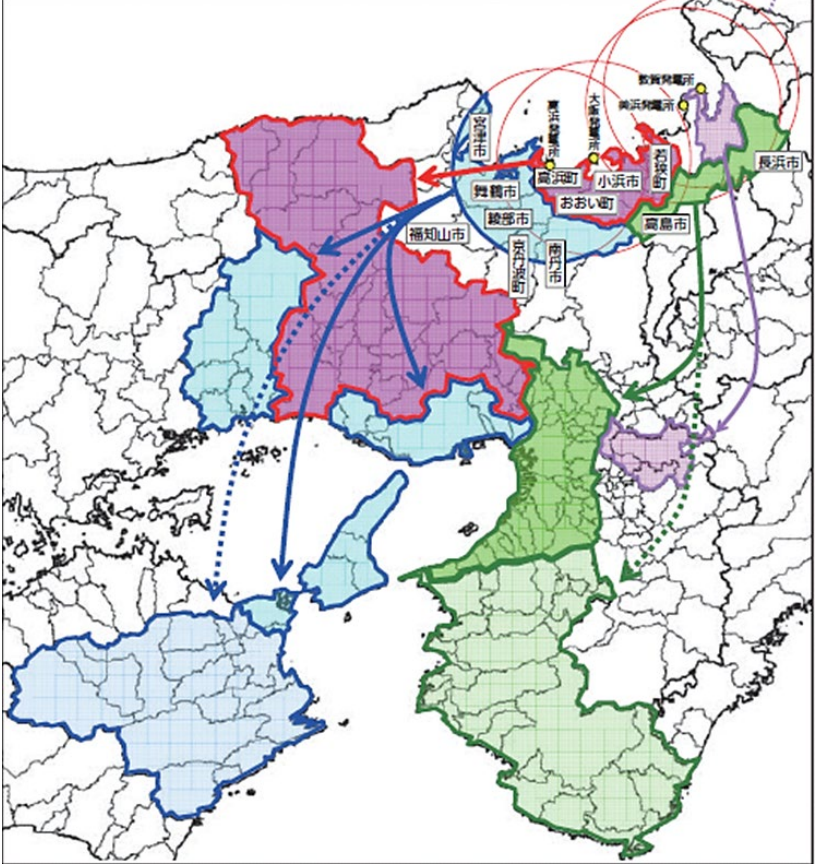
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

半島地域が孤立した場合の対応(大島半島、内外海半島)

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、自然災害により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護**対策**施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力(株)においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

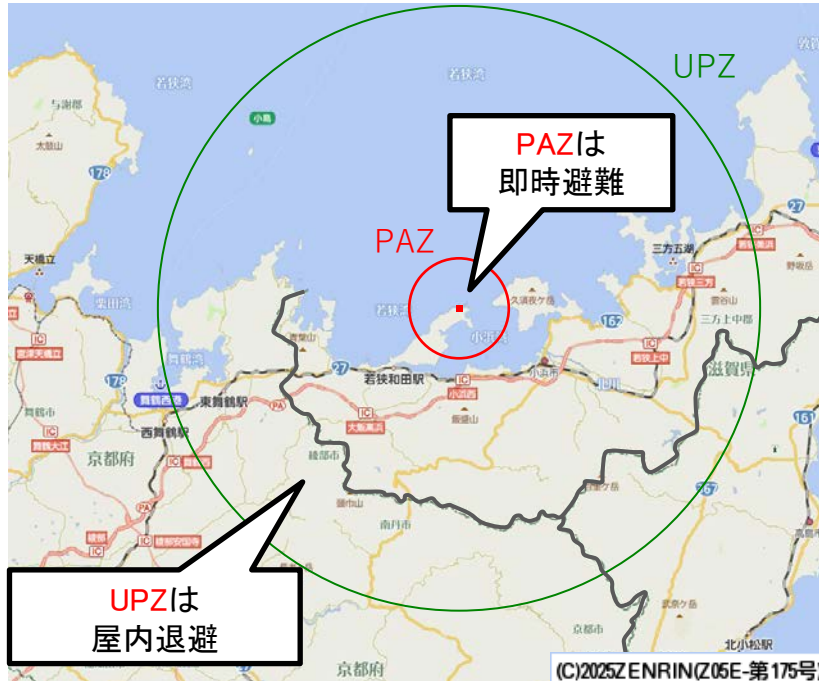
6. UPZにおける対応

<対応のポイント>

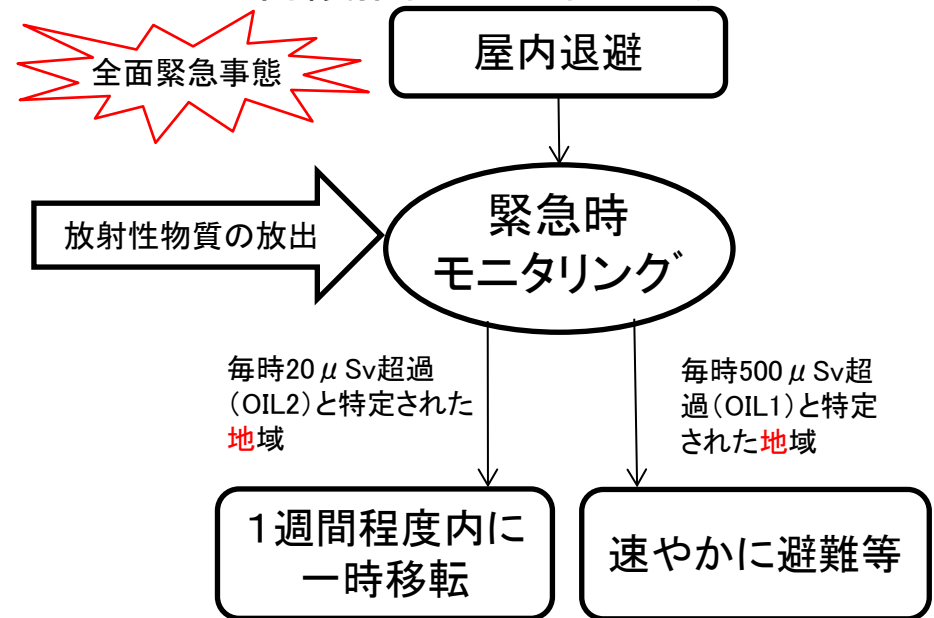
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZの防護措置の基本的な流れ



- ※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
- ※ 屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。
- ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

屋内退避中の一時的な外出等(新規)

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②家屋の維持

- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受け取り



④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 原子力災害拠点病院を中心とした医療活動や施設入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続(P67、68、70、72、74、75、172、173、174)。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

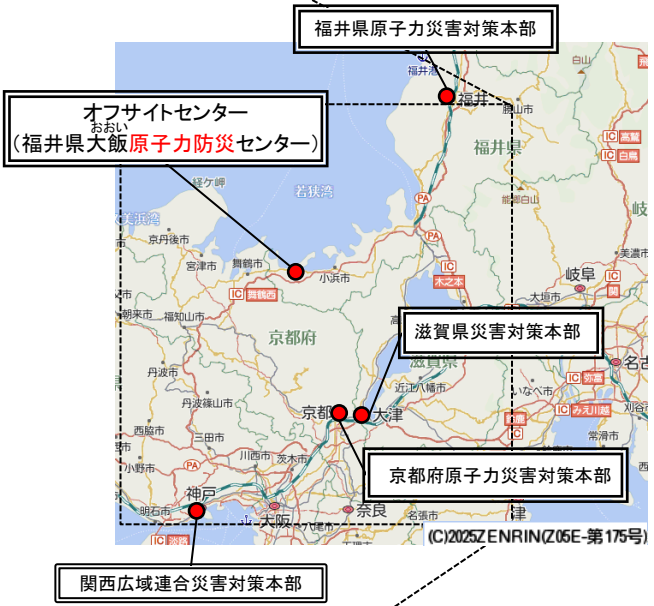
一時移転等に備えた関係者の対応(福井県)

- 福井県及び関係市町は警戒事態で**原子力**災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で**原子力**災害対策本部等に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応(京都府)

- ▶ 京都府及び関係市町は警戒事態で**原子力**災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で**原子力**災害対策本部等に移行。
- ▶ 京都府は住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ▶ 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応(滋賀県)

- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会との災害等の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。

たかしまし

PAZ

UPZ

高島市災害対策本部

たかしまし

高島市災害対策本部

オフサイトセンター
(福井県大飯原子力防災センター)

福井県原子力災害対策本部

オフサイトセンター
(福井県大飯原子力防災センター)

滋賀県災害対策本部

京都府原子力災害対策本部

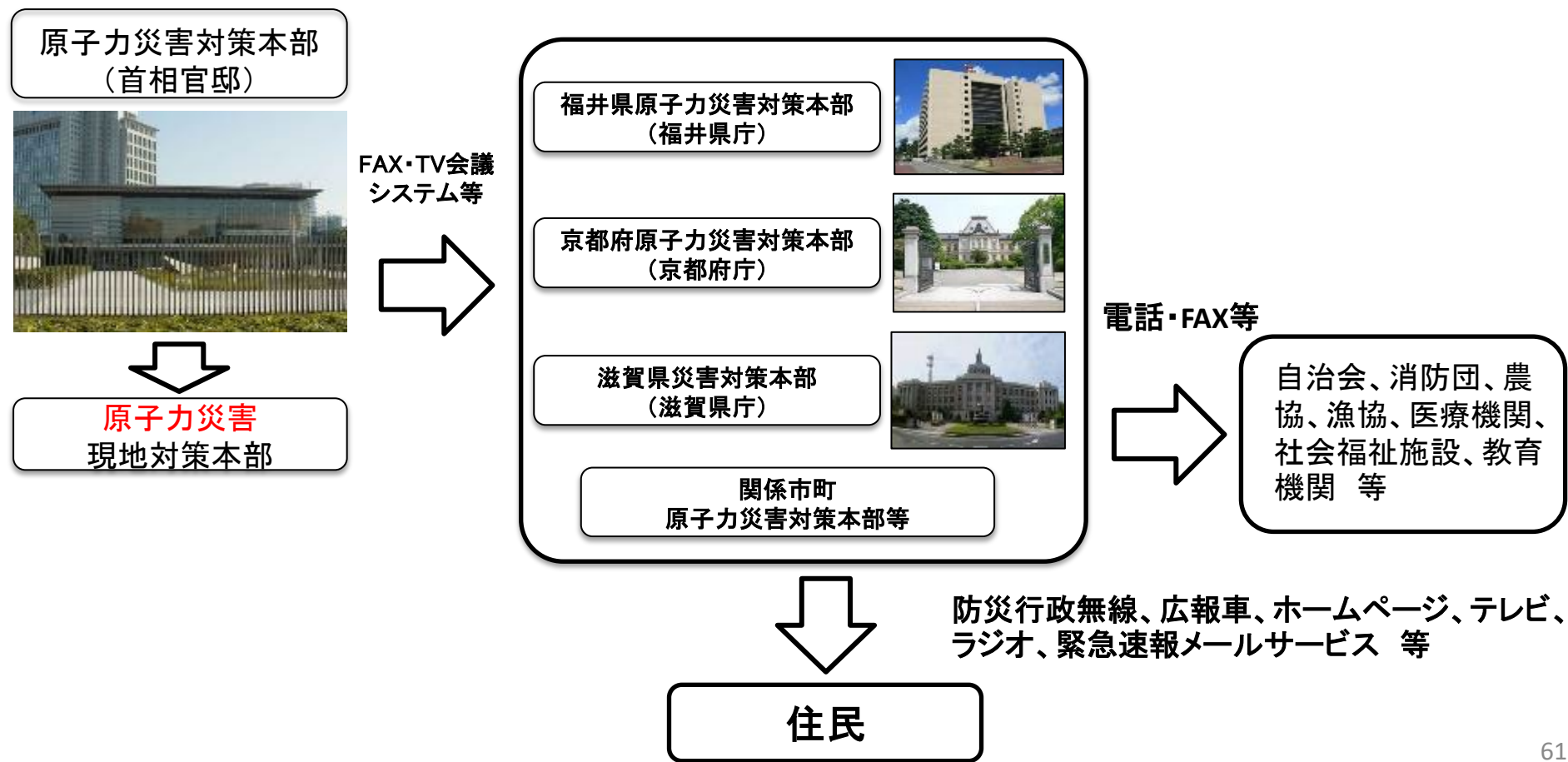
関西広域連合災害対策本部

滋賀県災害対策本部

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



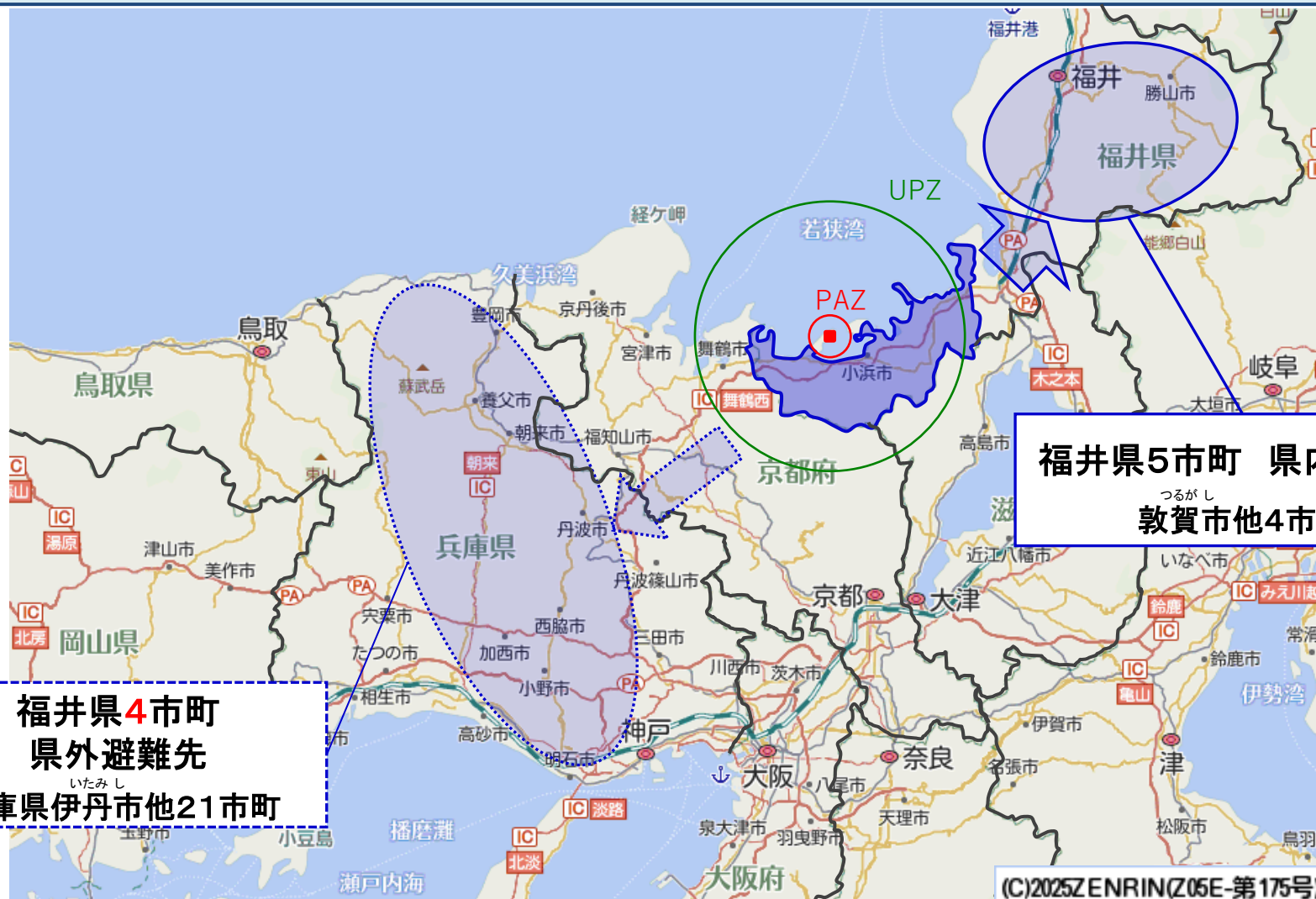
UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- **UPZ**関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先	
福井県	おおい町	敦賀市	兵庫県	伊丹市、川西市
	小浜市	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
	高浜町	敦賀市		宝塚市、三田市、猪名川町
	若狭町	越前町		丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	美浜町	大野市		—
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市	南丹市内	兵庫県	たつの市、太子町、佐用町
	京丹波町	京丹波町内		洲本市、南あわじ市
	京都市	京都市内	—	芦屋市
滋賀県	高島市	高島市内他	大阪府	大阪市、高槻市、枚方市

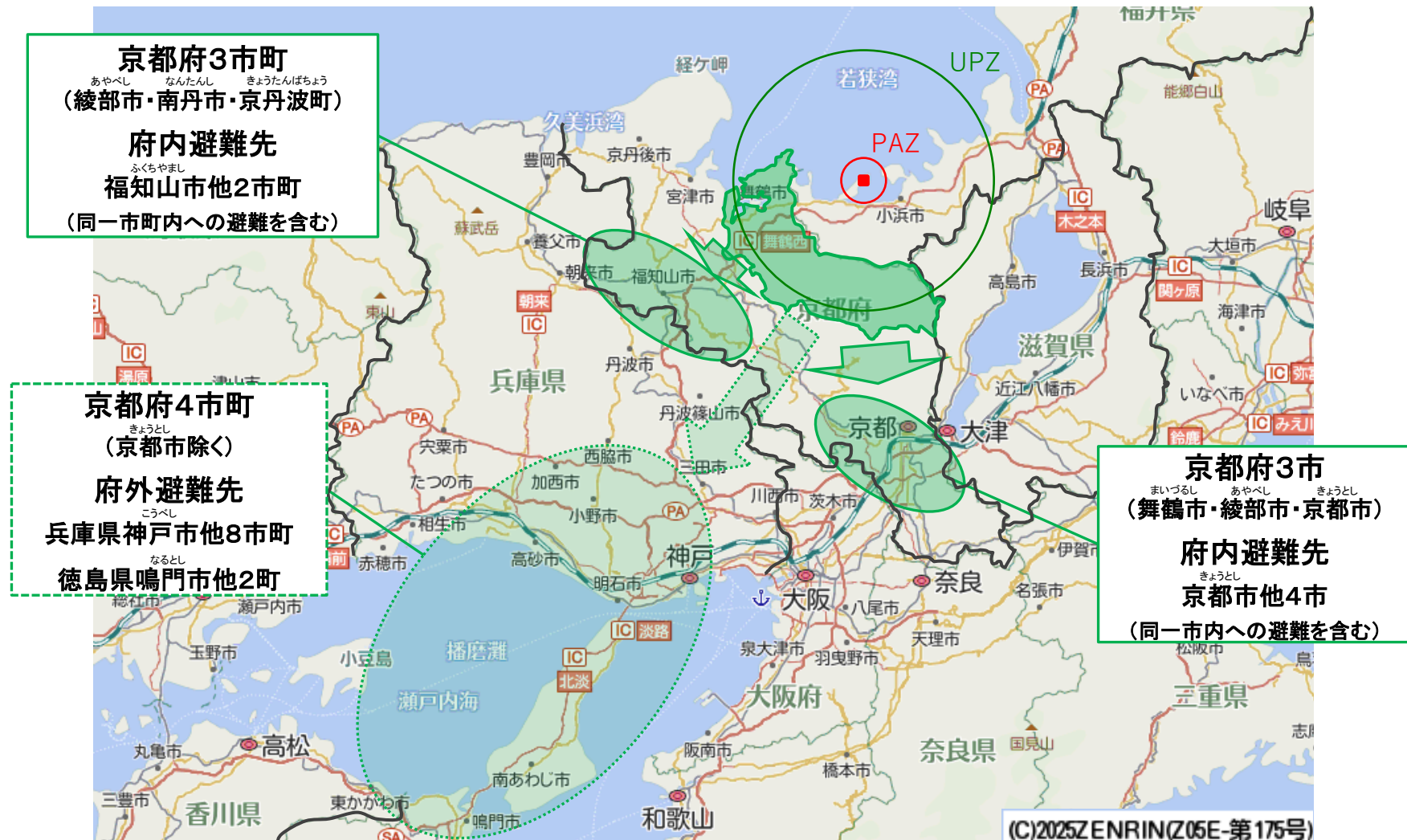
UPZの福井県内各市町の避難先

- **UPZ**にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(兵庫県)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、県内避難できない場合は、県外避難を実施。



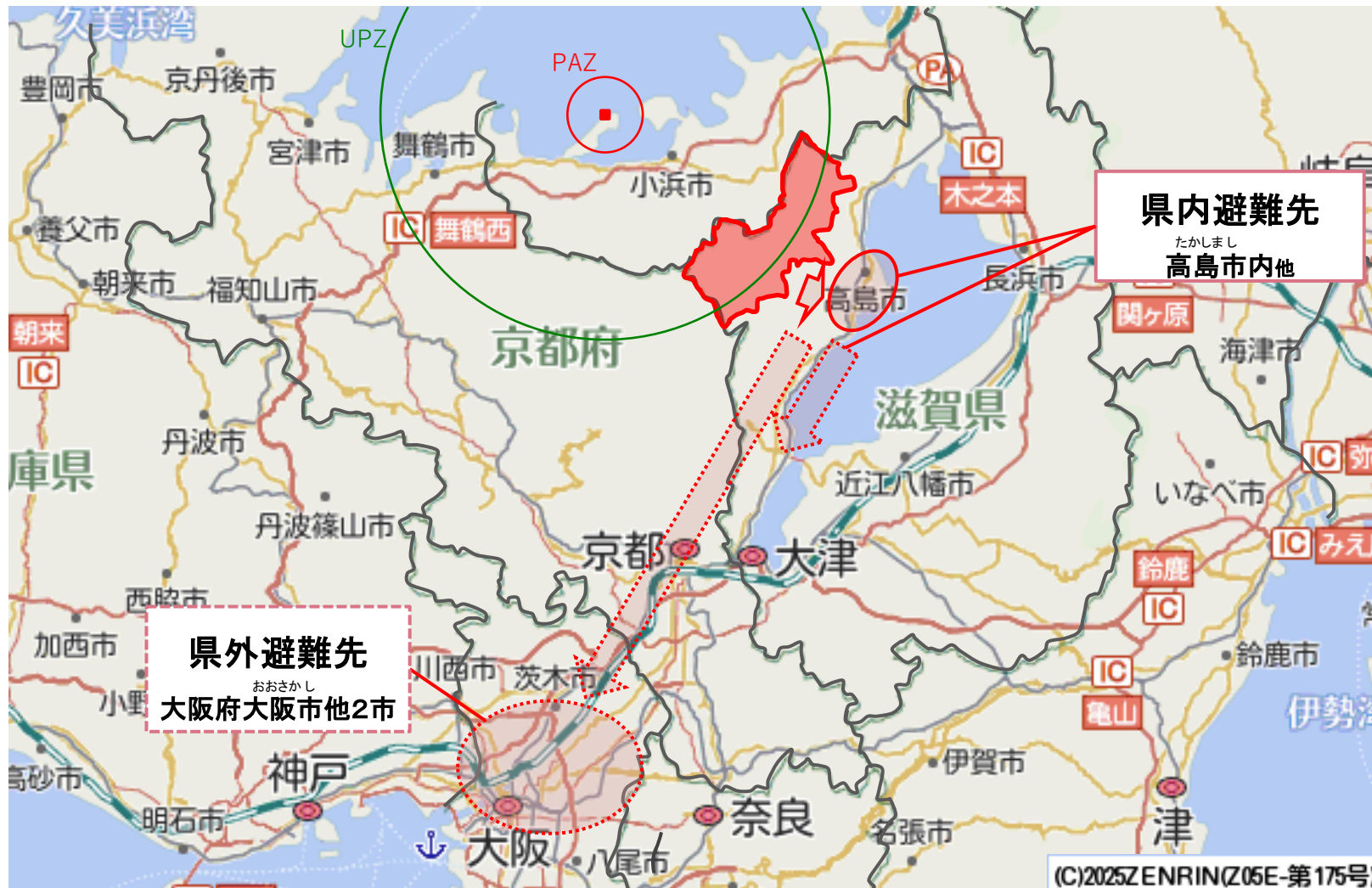
UPZの京都府内各市町の避難先

- UPZにある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を京都府内又は府外のどちらかに選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して選定。



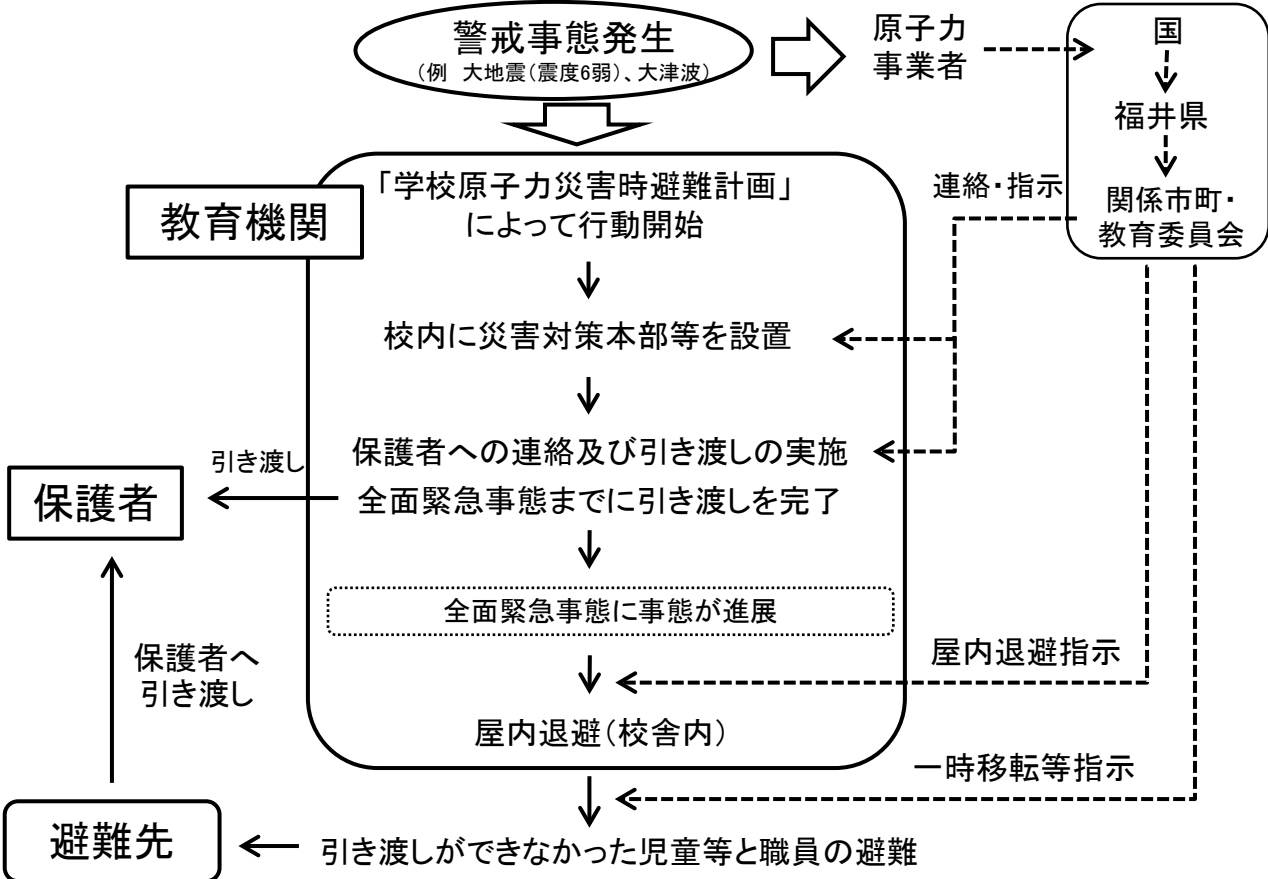
UPZの滋賀県高島市の避難先

- **UPZ**にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



福井県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数
(令和7年4月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	35	2,195
小学校	27	3,173
中学校	9	1,782
高等学校	3	1,573
特別支援学校	2	210
その他の学校※	5	650
合計	81	9,583

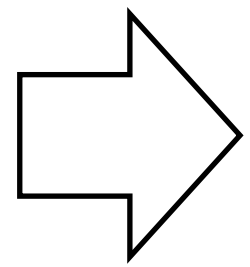
※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

福井県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

- 福井県では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(45施設1,805人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員(人)
医療機関(病院・有床診療所)		7	904
社会福祉施設	介護保険施設等	22	668
	障害福祉サービス事業所等	16	233
	小計	38	901
合計		45	1,805



施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

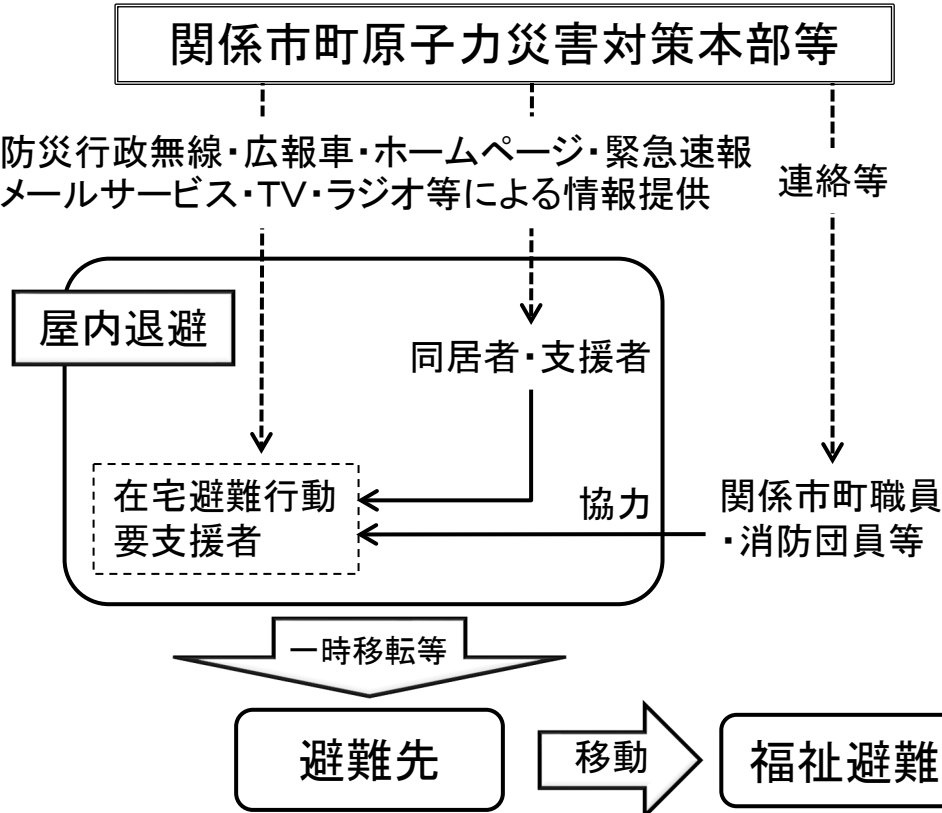
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数(人)
14	4,279
44	668
13	233
57	901
71	5,180

※ 令和7年3月1日時点(医療機関は令和7年12月31日時点)

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

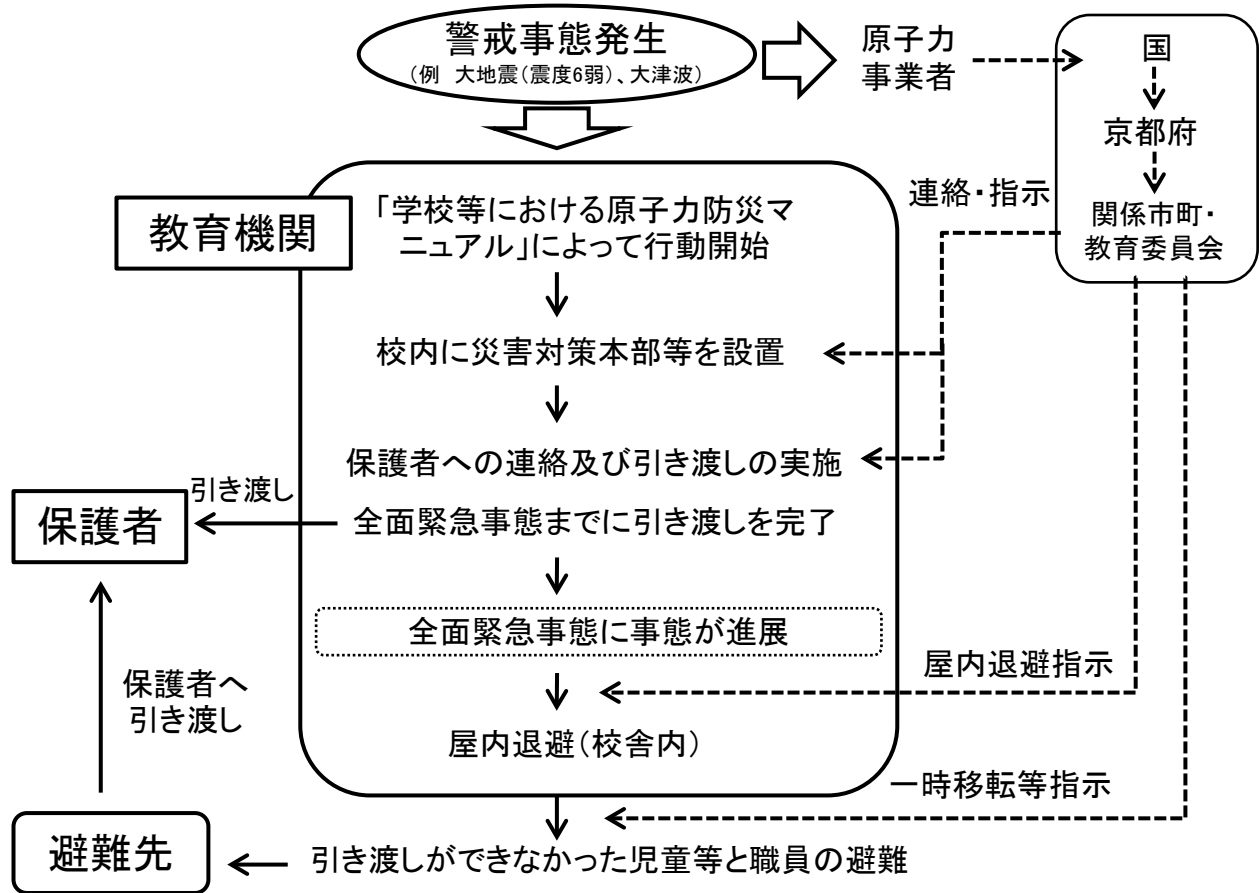
	UPZ内(人)
おおい町 <small>ちよう</small>	363(363)
小浜市 <small>おばまし</small>	831(831)
高浜町 <small>たかはまちよう</small>	876(876)
若狭町 <small>わかさちよう</small>	971(165)
美浜町 <small>みはまちよう</small>	1,269(1,269)
合計	4,310(3,504)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在

※県内福祉避難所数(避難対象5市町を除く): 219施設

京都府におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	27	1,944
小学校	17	3,472
中学校	7	1,842
高等学校	5	1,363
特別支援学校	3	204
その他の学校※	4	1,103
合計	63	9,928

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

京都府におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

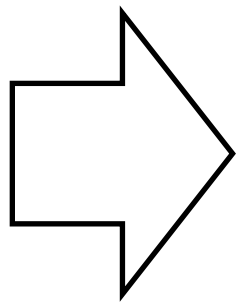
- 京都府では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(74施設2,843人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において施設ごとの避難計画を策定済み。

< UPZ内 >

施設区分		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		13	803
社会福祉施設	介護保険施設等	37	1,568
	障害福祉サービス事業所等	20	370
	児童養護施設等	4	102
	小計	61	2,040
合計		74	2,843

< UPZ外 >

受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	約1,540
86	約1,270
9	約210
10	約160
105	約1,640
138	約3,180



受入先調整
(京都府災害時
要配慮者避難支
援センター)

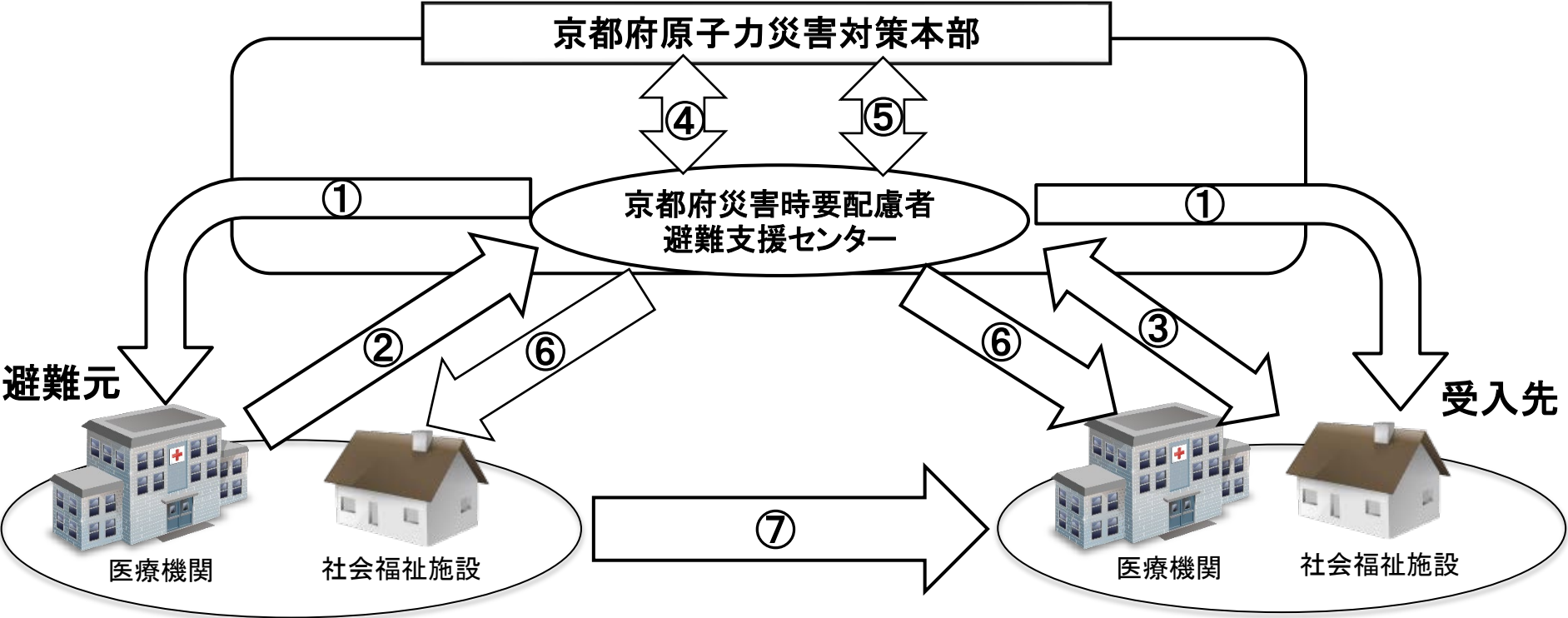
※ 令和7年6月1日現在

※ 令和7年6月1日現在

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約280人については医療機関へ搬送
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入れに関する調整を速やかに実施。



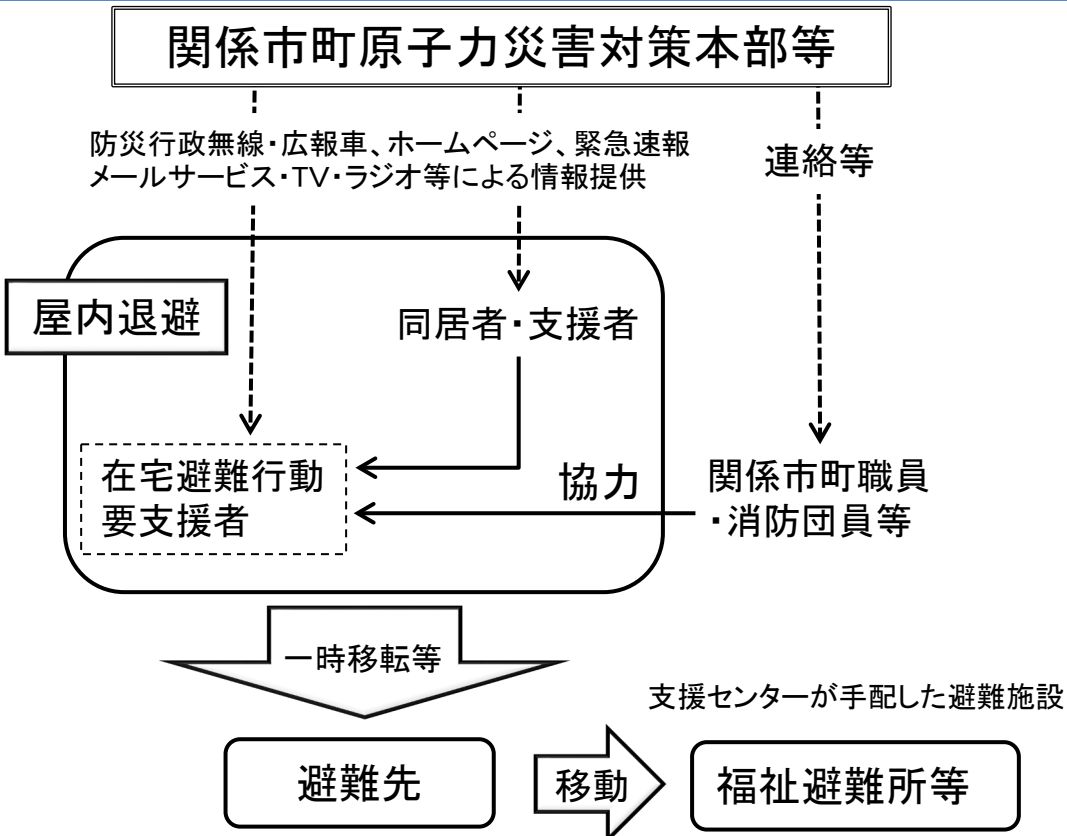
受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



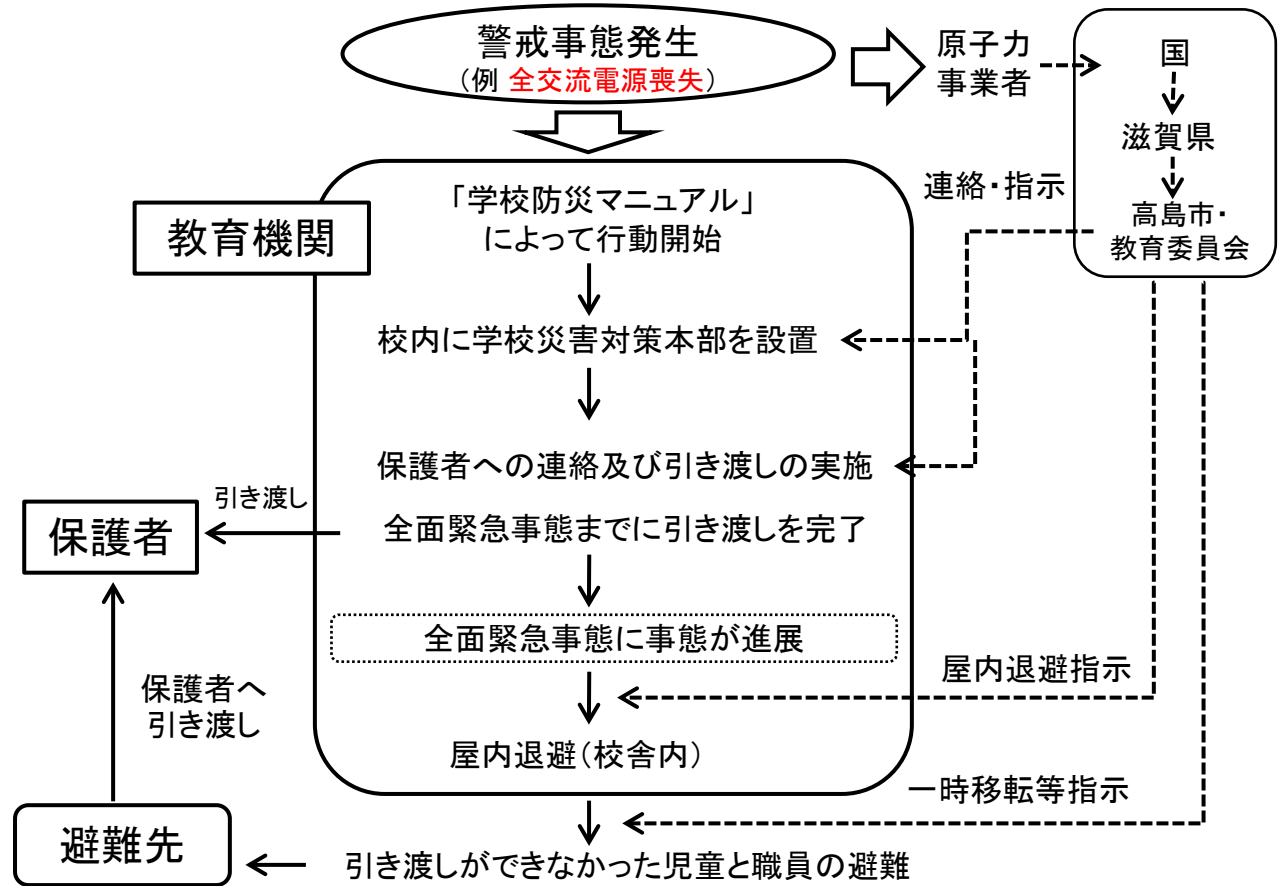
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
舞鶴市 <small>まいづるし</small>	4,047(2,318)
綾部市 <small>あやべし</small>	18(0)
南丹市 <small>なんたんし</small>	621(621)
京丹波町 <small>きょうたんばちょう</small>	3(3)
京都市 <small>きょうとし</small>	1(1)
合計	4,690(2,943)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在(綾部市、南丹市のみ令和7年6月現在)
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

滋賀県におけるUPZの学校の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する小学校の校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。
- 当該小学校において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	2
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
その他の学校※	0	0
合計	1	2

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

滋賀県におけるUPZの社会福祉施設の避難先

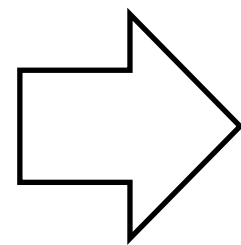
- 滋賀県では、UPZにある社会福祉施設(3施設390人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等17施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	1	30
	救護施設	2	360
合計		3	390

< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
14	558
3	360
17	918

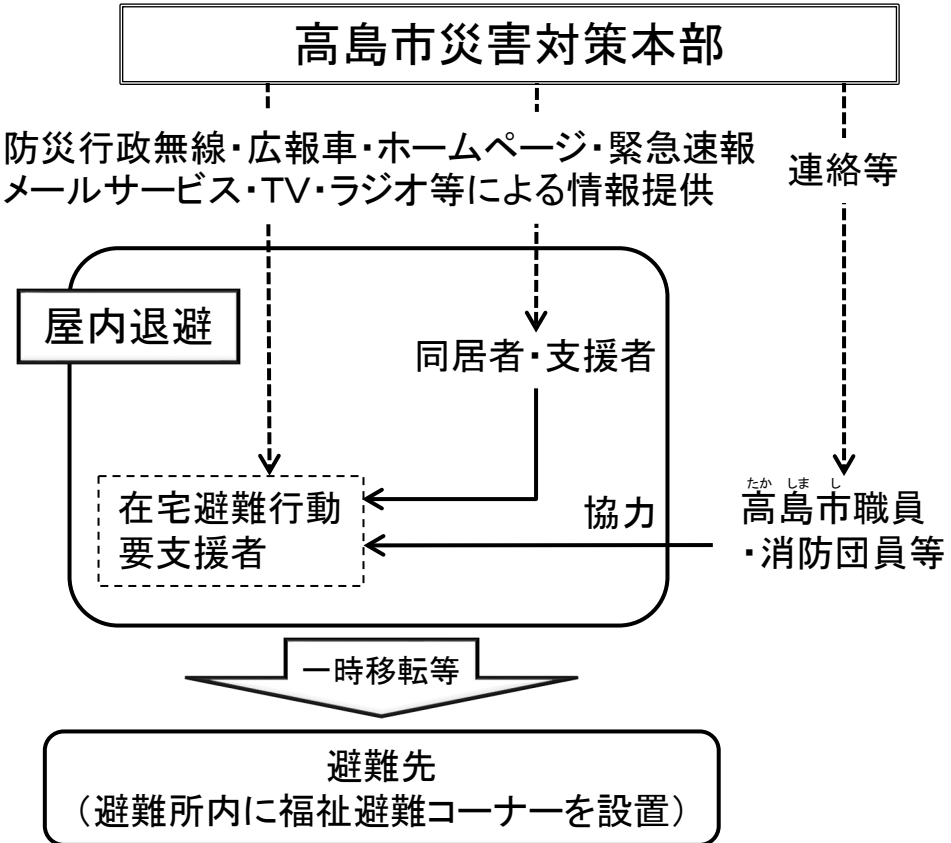


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※令和7年9月時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

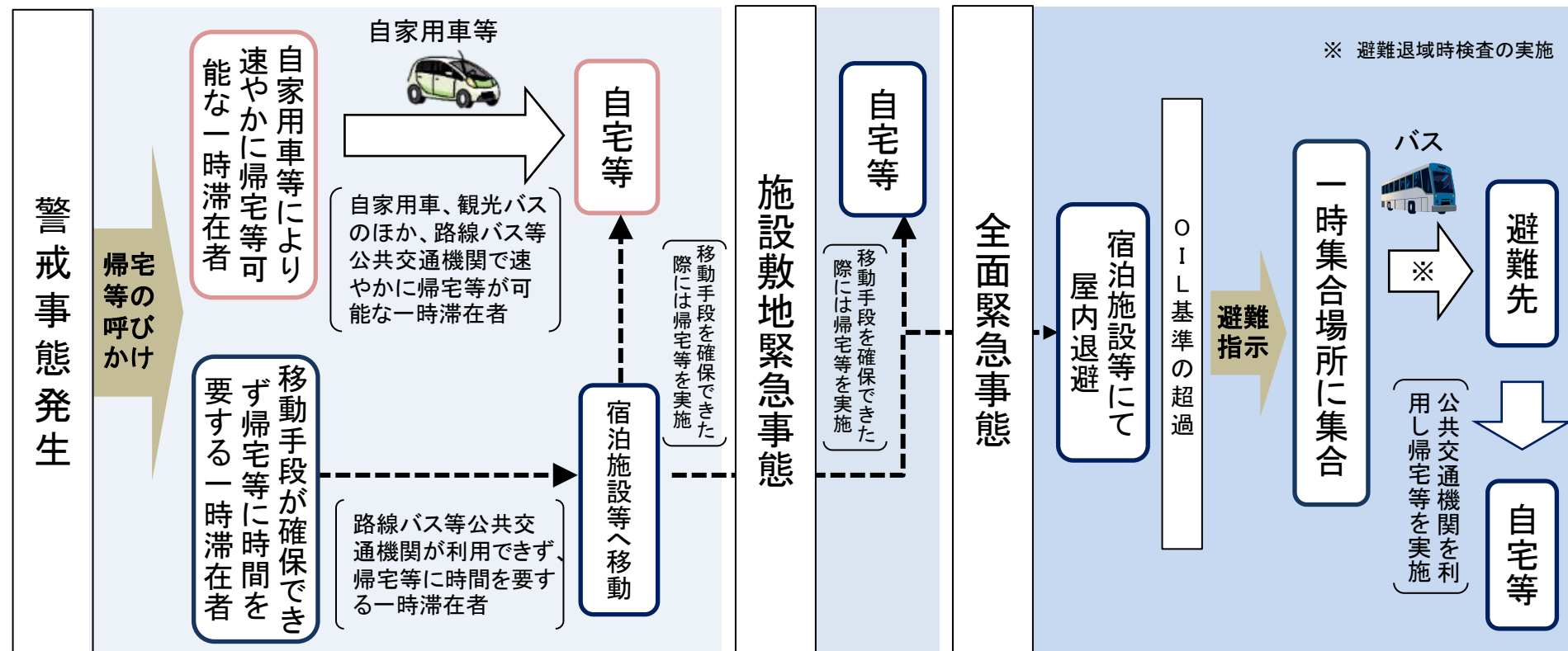
市町	UPZ内(人)
たかしまし 高島市	80(31)

※1 ()内は支援者有り
 ※2 令和7年4月現在

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

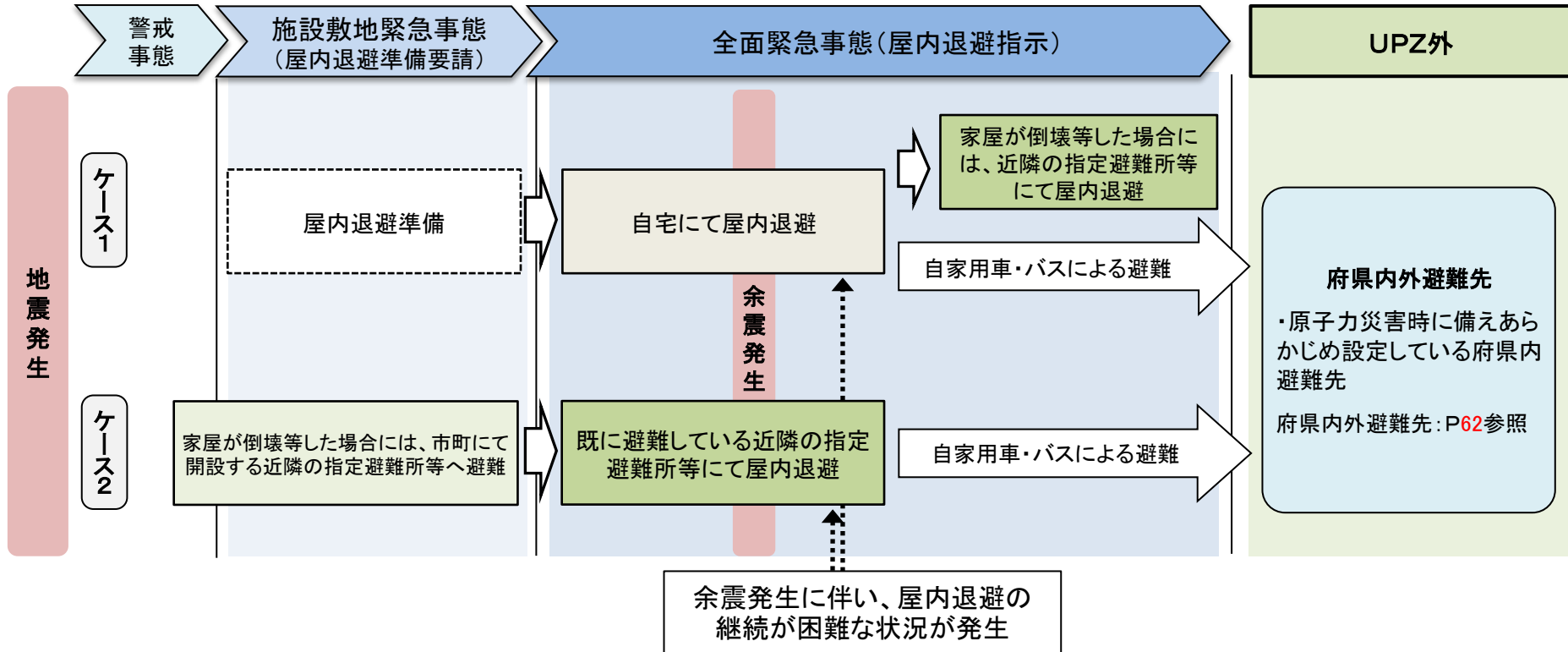


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

自然災害等(地震、津波等^{※1})により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う^{※2}。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



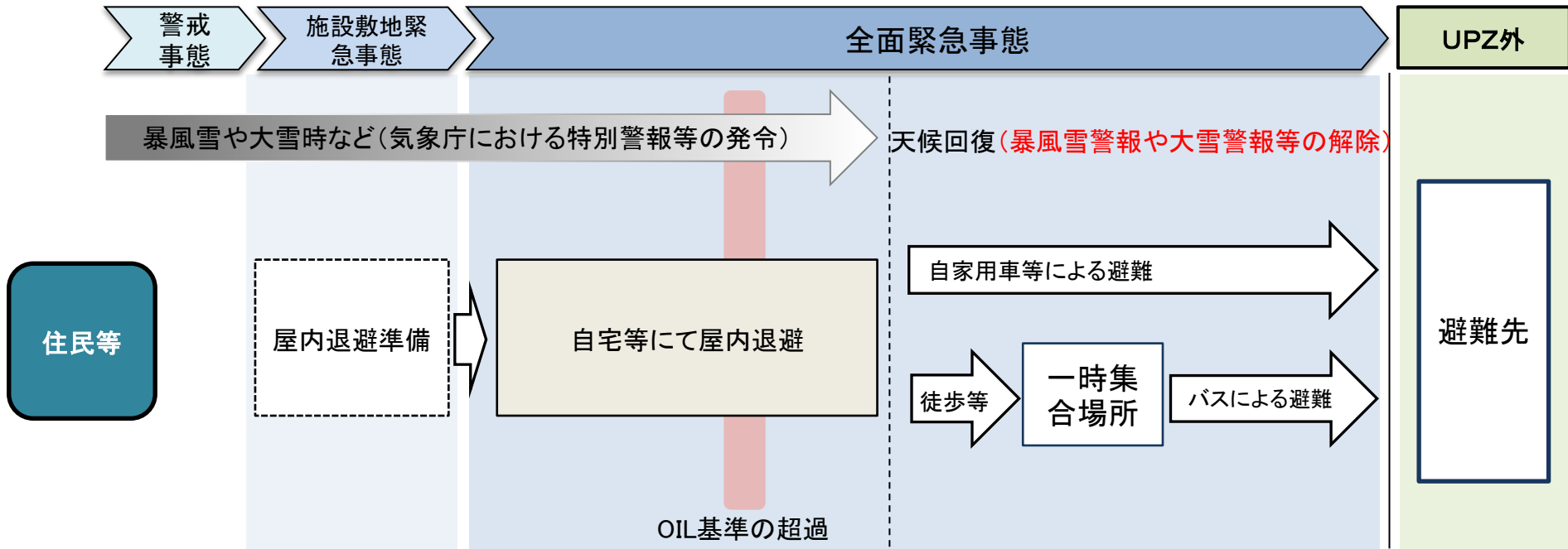
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



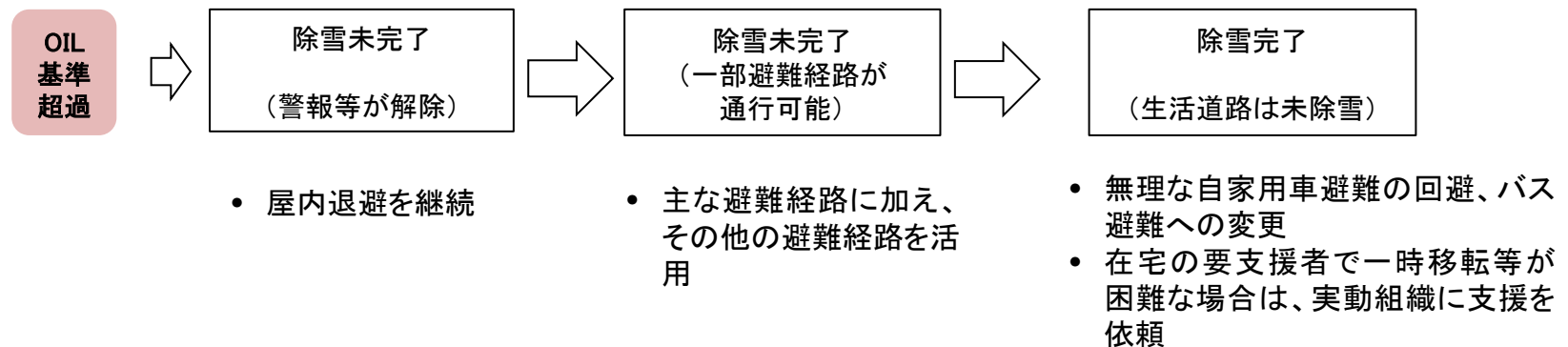
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定期間避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(UPZ) (新規)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

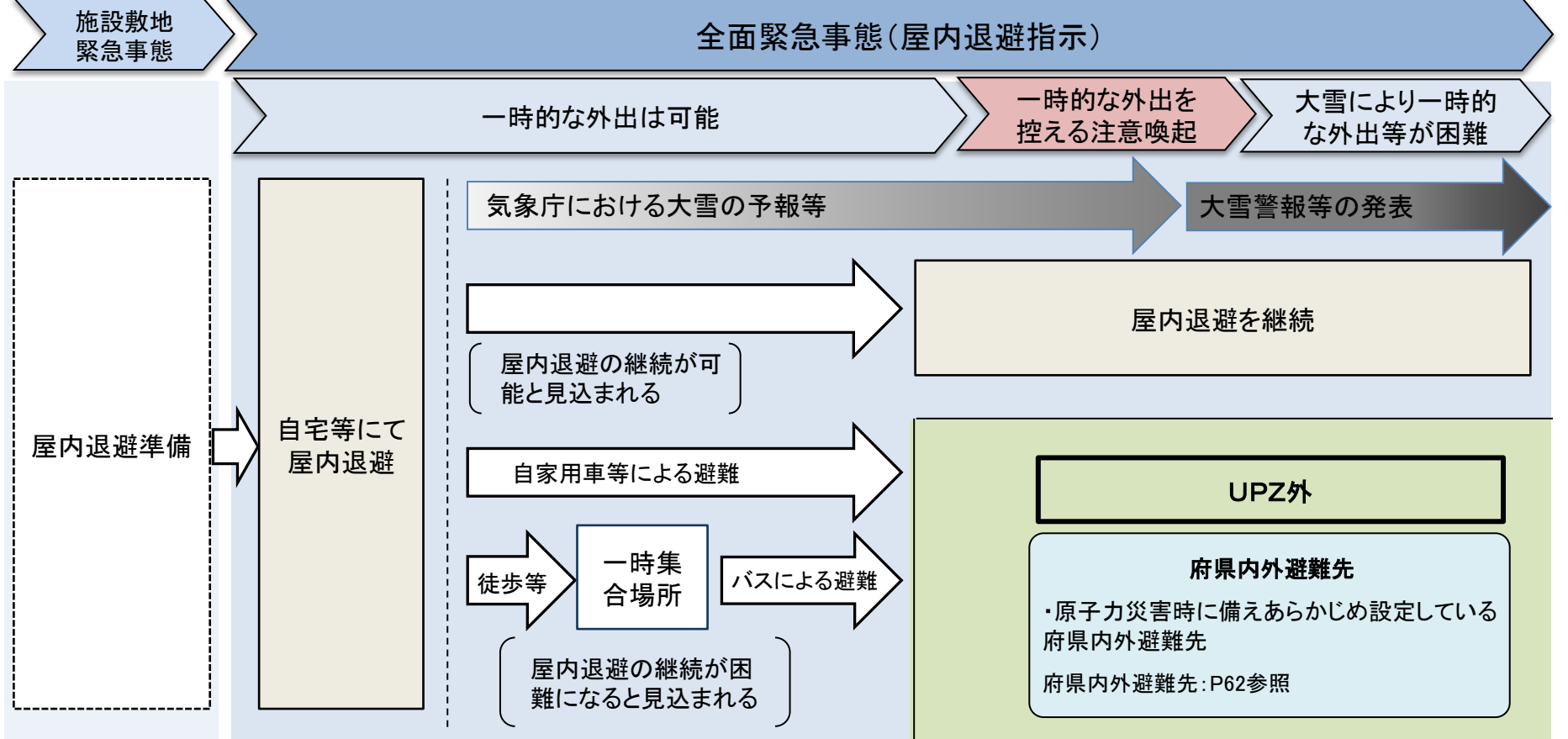
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合 (新規)

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

< 全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合 >



UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が44台、ストレッチャー車両が43台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、893台と214台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(789台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	132台	208台	
医療機関	97台	219台	
社会福祉施設	384台	170台	
合計	613台※1	597台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	44台	43台	・ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	893台	214台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	789台(令和8年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が53台、ストレッチャー車両が29台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、95台と59台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(5,948台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	148台	13台	
医療機関	182台	303台	
社会福祉施設	410台	87台	
合計	740台※1	403台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	53台	29台	・ピストン輸送(14往復)を想定



府内の福祉車両保有数※3	95台	59台	※3 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	5,948台(令和7年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が5台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、204台と9台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(978台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	26台	11台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	37台	0台	
合計	63台※1	11台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	5台	1台	・ピストン輸送(14往復)を想定



県内の福祉車両保有数	204台	9台	・UPZの医療機関・社会福祉施設等や県内行政・タクシー会社における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	978台(令和7年4月時点)		・車椅子車両、ストレッチャー車両を除く。 ・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施 84

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約3,272人、必要車両数75台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は859台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		合計	ちよう おおい町	おぼまし 小浜市	たかはまちよう 高浜町	わかさちよう 若狭町	みはまちよう 美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	65,390	6,979	27,213	9,467	13,104	8,627	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,272	349	1,361	474	656	432	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数※ ²		75	8	31	11	15	10	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	859台 (令和7年2月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約56,195人、必要車両数1,251台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,194台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちよう 京丹波町	きょうとし 京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	74,923	70,513	1,223	2,739	213	235	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	56,195	52,885	918	2,055	160	177	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数		1,251	1,176	21	46	4	4	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,194台 (令和7年4月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※¹ 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約372人、必要車両数44台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は428台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP88参照)。

		たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	372	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	372	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		44	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定 ・必要台数×2 (避難元⇔中継所⇔避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算



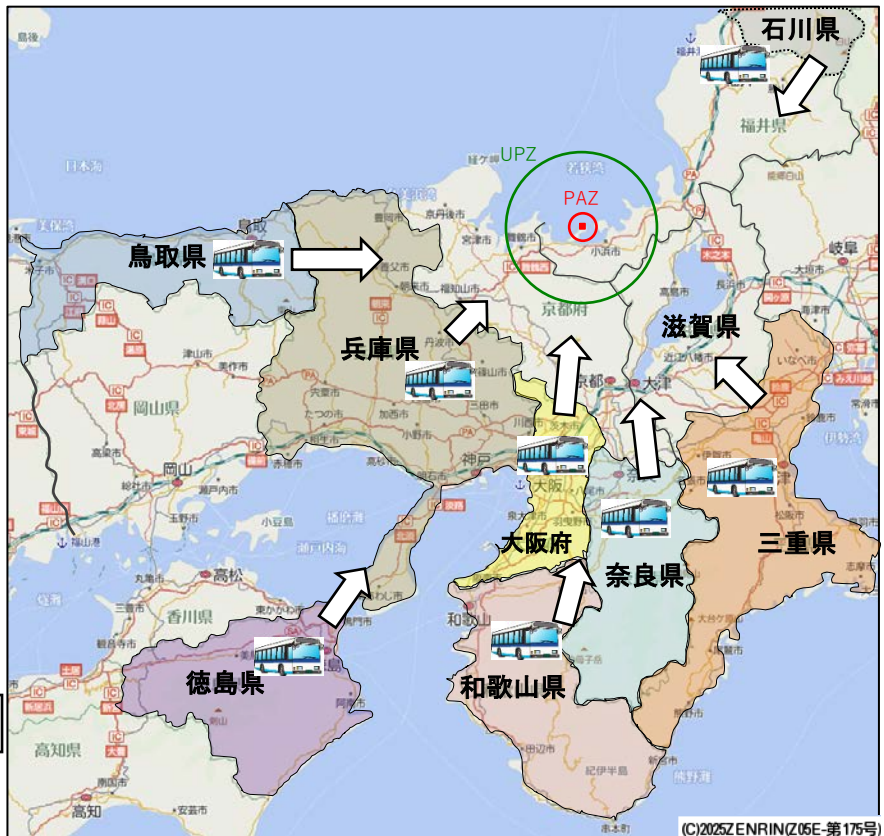
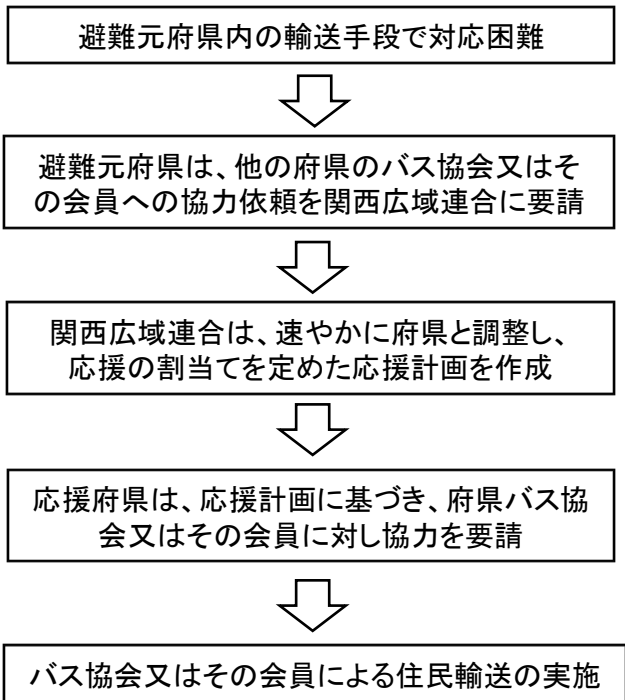
滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	428台 (令和7年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,888台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
 - 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
 - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,015
三重県	1,268
大阪府	5,112
兵庫県	3,812
奈良県	978
和歌山県	655
鳥取県	453
徳島県	595
計	13,888

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施